

## 白糠町アイヌ施策推進地域計画

令和6年3月18日認定

変更後	変更前
<p>1～3 (略)</p> <p>4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項 4-1～4-2 (略)</p> <p>4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業 ■白糠アイヌの伝承拠点を巡るツアー開発事業（情報発信）… チャシ跡、アイヌの歴史・伝説・アイヌ語地名のゆかりの場所を「アイヌ伝統文化空間」として情報発信するため、白糠アイヌ協会の「アイヌ三大祭」を含む海外向け放送番組を制作・放送するとともに、モニターツアー等を実施し、各場所の文化的な価値や観光素材の可能性を検証する。また、インターネットを活用してアイヌ文化の魅力を発信する。</p> <p><u>■白糠アイヌ文化海外研修交流事業…本町のアイヌ施策として、アイヌ文化関連観光ルートの構築を目的に、各拠点の整備、Webサイトの開設、YouTubeなどによる情報発信を実施してきたが、一定の環境整備が整ったことから、海外で白糠アイヌ協会、白糠アイヌ文化保存会会員による舞台公演等の情報発信を行うことで、アイヌ文化への理解促進とインバウンド誘致の機会とする。また、他国の文化・歴史に触れることにより、個々のスキルアップと文化伝承意欲の向上を図る。</u></p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項 4-1～4-2 (略)</p> <p>4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業 ■白糠アイヌの伝承拠点を巡るツアー開発事業（情報信）… チャシ跡、アイヌの歴史・伝説・アイヌ語地名のゆかりの場所を「アイヌ伝統文化空間」として情報発信するため、白糠アイヌ協会の「アイヌ三大祭」を含む海外向け放送番組を制作・放送するとともに、モニターツアー等を実施し、各場所の文化的な価値や観光素材の可能性を検証する。また、インターネットを活用してアイヌ文化の魅力を発信する。</p>

4-4 (略)

5 (略)

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容 4-1 及び 4-2 と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：9,000千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容 4-3 と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：42,963千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容 4-4 と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：382,800千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性 (第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載 (第2号基準)

4-4 (略)

5 (略)

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容 4-1 及び 4-2 と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：12,000千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容 4-3 と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：22,825千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容 4-4 と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：379,420千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性 (第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載 (第2号基準)

■ 4-1に記載する事業は、「アイヌ伝統文化空間」に位置づけ、アイヌ文化の保存・伝承と普及啓発を図るための拠点として整備し、体験学習・交流イベント・企画展・ギャラリーなど多様なプログラム実践によるアイヌ伝統文化への理解の深化によって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-2に記載する事業は、「アイヌ伝統文化空間」に位置づけ、アイヌ文化を体感・実感できる拠点として整備し、本町がアイヌ民族によって礎が築かれた町であることの認識を高めるとともに、アイヌ伝統文化への理解の深化によって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化関連の観光ルートの開発によって交流活動が活発化され、交流人口の拡大、アイヌ伝統文化への理解の深化によって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ること  
また、海外で情報発信をすることにより、アイヌ文化への理解促進とインバウンド誘致を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、幼児教育サポート、放課後学習サポート、公営塾などを通してアイヌ文化等を担う子どもの学習支援を行い、学習習慣と基礎学力の定着を図ること、また、中学生・高校生海外研修等事業を行うことで、共生社会の在り方について学習し、将来の地域を担う人材を育成することによって、ア

■ 4-1に記載する事業は、「アイヌ伝統文化空間」に位置づけ、アイヌ文化の保存・伝承と普及啓発を図るための拠点として整備し、体験学習・交流イベント・企画展・ギャラリーなど多様なプログラム実践によるアイヌ伝統文化への理解の深化によって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-2に記載する事業は、「アイヌ伝統文化空間」に位置づけ、アイヌ文化を体感・実感できる拠点として整備し、本町がアイヌ民族によって礎が築かれた町であることの認識を高めるとともに、アイヌ伝統文化への理解の深化によって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化関連の観光ルートの開発によって交流活動が活発化され、交流人口の拡大、アイヌ伝統文化への理解の深化によって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、幼児教育サポート、放課後学習サポート、公営塾などを通してアイヌ文化等を担う子どもの学習支援を行い、学習習慣と基礎学力の定着を図ること、また、中学生・高校生海外研修等事業を行うことで、共生社会の在り方について学習し、将来の地域を担う人材を育成することによって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与する

イヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

8～10 (略)

ものである。

8～10 (略)

## アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称  
白糠町アイヌ文化の保存・伝承・活用推進計画 ～ウレシパ・プラン～
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称  
北海道白糠町
- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

### (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

白糠町は、町の名をアイヌ語の「シラリカ」を起源としているとおり、町内には「シヨロ」「パシクル」など、アイヌ語に由来する地名が多く残されている。また、チャシ跡などのアイヌ文化期の遺跡に加え、それらの場所に関わる伝説も数多く伝えられているなど、先住者であるアイヌによって礎が築かれ、その後の来住者とともに、町全体がイオルであるという考えのもと、まちづくりが進められてきた。

白糠町では、昭和 50 年 4 月、北海道ウタリ協会白糠支部が設立。平成 26 年 4 月から白糠アイヌ協会となり現在に至っている。また、アイヌ伝統文化の保存・伝承活動団体として、昭和 59 年 4 月には白糠アイヌ文化保存会が発足。古式舞踊を中心に活動し、平成 6 年には、国の重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」の保護団体に追加指定された。

これらアイヌ関連 2 団体の活動により、アイヌ文化の復興や伝承が図られており、事務局がある白糠生活館を団体活動の拠点とし、伝統儀式やアイヌ伝統民具等の展示、アイヌ文化体験教室、音楽ライブによる交流事業などをウレシパチセ（アイヌ文化活動拠点施設）で行っている。

特に「ふるさと祭イチャルパ（先祖供養祭）」をはじめ、「フンペ祭イチャルパ（鯨祭）」「ししゃも祭（安全操業・豊漁祈願祭）」は、白糠アイヌ協会が行う伝承儀式「三大祭」として、事業開始当初から公開し、町民をはじめ広くアイヌ文化を発信してきた。

平成 19 年度には、本町で「アイヌ民族文化祭」（北海道ウタリ協会主催）、「アイヌ語弁論大会」（アイヌ民族文化財団主催）が開催されるのを契機に、ウタリ協会白糠支部、白糠アイヌ文化保存会、町及び町教育委員会が共催し、「しらぬかアイヌ文化年」として、年度を通してアイヌ文化への理解と交流を深める事業に取り組んだ。

そして、白糠町教育委員会では、平成 19 年度から、町内のすべての小中学校で「アイヌ文化出前講座」を実施しているほか、アイヌ文様刺繍や料理などの成人講座を開催し、アイヌ文化に関する学習機会の提供に努めている。

さらに、白糠アイヌ協会は、平成 23 年度から台湾新北市烏来区のタイヤル族と先住民族文化交流に取り組み、平成 28 年には、烏来区原住民編織協会と友好交流提携を結び、これを縁に、白糠町と新北市烏来区も、平成 29 年に友好交流提携を締結し、国際交流に取り組んでいる。

これらの取り組みは、白糠アイヌ協会、白糠アイヌ文化保存会と白糠町、白糠町教育委員会等の関係機関が、ウレシパの意識のもと一体となって進めてき

たものであり、町内でのアイヌの歴史や文化に触れ、学び、理解を深める機会は整っており、町民の関心は高まってきている。

しかし、アイヌ関連団体会員の高齢化や経済的理由により、文化活動に専念することができないなど、アイヌ文化の担い手の確保が次世代への円滑な継承を図るうえでの課題となっていることから、課題解決に向け、この町のアイヌ民族が築いてきた独自性あふれる文化を生かした施策を展開する必要がある。

#### ※アイヌ関連団体

- ・ 白糠アイヌ協会（設立：平成26年4月、代表者：天内重樹、会員数：28名）  
【北海道ウタリ協会白糠支部（設立：昭和50年4月）】
- ・ 白糠アイヌ文化保存会（設立：昭和59年4月、代表者：磯部恵津子、会員数：30名）

#### ※アイヌ文化等関連施設

- ・ 白糠町生活館

所在：白糠町東1条南3丁目2番地2

現況：昭和57年12月設置

アイヌ関連団体の活動拠点として団体事務局があるほか、アイヌ語講座、リムセ練習などの活動場所になっている。また、地域住民の集会施設としても活用され交流の場ともなっているが、老朽化が進行しており、施設の改修・移転改築の検討が必要である。

- ・ ウレシパチセ

所在：白糠町東3条北1丁目2番地27

現況：平成30年4月設置

アイヌ文化活動の拠点施設として、アイヌ伝承儀式の会場をはじめ、古式舞踊、ムックリ、料理などの体験教室の開催、アイヌ文化に関する情報発信、異文化交流・民族交流など、多彩な事業を展開している。

## (2) アイヌ施策推進地域計画の目標

### 【概要】

アイヌ伝統文化の継承を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を地域資源として磨き、広く情報発信することにより、さまざまな交流活動の活発化を図り、魅力ある地域社会を形成することを目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
K P I	アイヌ 伝統文化空間 来訪者数	アイヌ 伝統文化空間 来訪者数	ウレシパチセ 入館者数	保護者 満足度
				学習支援 利用率
				学習支援 利用者年間延べ数
				海外研修等事業 参加生徒数
令和6年度 (基準年度)	9,530人/年	9,530人/年	9,530人/年	80%/年
				82%/年
				3,042人/年
				延べ16名
令和7年度	10,930人/年	10,930人/年	10,930人/年	80%/年
				84%/年
				3,276人/年
				延べ24名
令和8年度 (中間目標)	11,110人/年	11,110人/年	11,110人/年	80%/年
				86%/年
				3,510人/年
				延べ32名
令和9年度	12,770人/年	12,770人/年	12,770人/年	80%/年
				88%/年
				3,744人/年
				延べ40名
令和10年度 (最終目標)	12,950人/年	12,950人/年	12,950人/年	80%/年
				90%/年
				3,978人/年
				延べ48人

#### 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

##### 4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■伝統的コタン再生整備事業・・・アイヌ民族の歴史に思いを寄せるよすがにするとともに、体験学習・交流イベント・企画展・ギャラリーなどの多様なプログラム実践の場として、往時のコタンをイメージしたチセ、付帯する伝統的な建造物などで形成する空間を再現し、アイヌ文化の保存・伝承と普及啓発を図るための拠点とする。

##### 4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ文化の伝承と理解促進のための環境整備事業・・・チシ跡をはじめ、アイヌの歴史・文化にゆかりがある場所を「アイヌ伝統文化空間」として位置づけ、豊かな自然との共生の中で育まれてきたアイヌ文化を体感・実感し、理解を深めることができる拠点として整備する。

##### 4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■白糠アイヌの伝承拠点を巡るツアー開発事業（情報発信）・・・チシ跡、アイヌの歴史・伝説・アイヌ語地名のゆかりの場所を「アイヌ伝統文化空間」として情報発信するため、白糠アイヌ協会の「アイヌ三大祭」を含む海外向け放送番組を制作・放送するとともに、モニターツアー等を実施し、各場所の文化的な価値や観光素材の可能性を検証する。また、インターネットを活用してアイヌ文化の魅力を発信する。

■白糠アイヌ文化海外研修交流事業・・・本町のアイヌ施策として、アイヌ文化関連観光ルートの構築を目的に、各拠点の整備、Webサイトの開設、YouTubeなどによる情報発信を実施してきたが、一定の環境整備が整ったことから、海外で白糠アイヌ協会、白糠アイヌ文化保存会会員による舞台公演等の情報発信を行うことで、アイヌ文化への理解促進とインバウンド誘致の機会とする。また、他国の文化・歴史に触れることにより、個々のスキルアップと文化伝承意欲の向上を図る。

##### 4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■人材育成のための学習支援事業・・・学習習慣と基礎学力の定着を図るとともに、ふるさとへの愛着心と地域に生きる意欲を喚起し、次代のまちを自ら創造する人材を育成するため、具体的には講師を雇用して年少期からの幼児を対象とした教育サポート、小学生等を対象とした放課後学習サポート、主に白糠高等学校の生徒を対象とした公営塾の運営など、アイヌ文化等を担う子どもの学習支援を行う。

■中学生・高校生海外研修等事業・・・中学生・高校生が、海外の先住民族の文化を学び、また相手に対して地域のアイヌ文化を紹介することで、互いの文化についての理解を深め、共生社会の在り方について学習し、将来の地域を担う人材を育成する。

■白糠生活館改築整備事業・・・アイヌ関連団体の活動拠点として団体事務局があるほか、アイヌ語講座、リムセ練習、また祭事に用いる道具などの作成・活動場所になっている白糠生活館の老朽化が進行していることから、施設の改修・改築を図り、アイヌ文化の伝承と理解促進を図るための拠点として整備する。

## 5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和11年3月31日まで

## 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

### (1) 文化振興事業

事業内容 4-1 及び 4-2 と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：9,000千円

### (2) 地域・産業振興事業

事業内容 4-3 と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：42,963千円

### (3) コミュニティ活動支援事業

事業内容 4-4 と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：382,800千円

## 7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

### (1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■4-1に記載する事業は、「アイヌ伝統文化空間」に位置づけ、アイヌ文化の保存・伝承と普及啓発を図るための拠点として整備し、体験学習・交流イ

ベント・企画展・ギャラリーなど多様なプログラム実践によるアイヌ伝統文化への理解の深化によって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-2に記載する事業は、「アイヌ伝統文化空間」に位置づけ、アイヌ文化を体感・実感できる拠点として整備し、本町がアイヌ民族によって礎が築かれた町であることの認識を高めるとともに、アイヌ伝統文化への理解の深化によって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化関連の観光ルートの開発によって交流活動が活発化され、交流人口の拡大、アイヌ伝統文化への理解の深化によって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ることまた、海外で情報発信をすることにより、アイヌ文化への理解促進とインバウンド誘致を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、幼児教育サポート、放課後学習サポート、公営塾などを通してアイヌ文化等を担う子どもの学習支援を行い、学習習慣と基礎学力の定着を図ること、また、中学生・高校生海外研修等事業を行うことで、共生社会の在り方について学習し、将来の地域を担う人材を育成することによって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力や関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

5つの事業については、情報発信事業を除き白糠町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。また、環境整備事業の一部、コタン再生整備事業の一部、情報発信事業、学習支援事業の一部、海外研修等事業の一部は、本町が定める入札参加資格を満たし、かつ他の事業実績を有する事業者への委託を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である白糠町経済部建設課、白糠町保健福祉部介護福祉課、白糠町保健福祉部健康こども課及び白糠町教育委員

会管理課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である白糠町経済部建設課、白糠町保健福祉部介護福祉課、白糠町保健福祉部健康こども課及び白糠町教育委員会管理課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIであるアイヌ伝統文化空間来訪者数、ウレシパチセ入館者数、保護者満足度、学習支援利用率、学習支援利用者年間延べ数、海外研修等事業参加生徒数について、実績値を公表する。また、外部有識者等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度9月に外部有識者等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手段

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ウェブサイトにて公表。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※実施予定なし

10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

①当該事業の概要

アイヌ民族は、鮭をカムイチェプ（神の魚）、シペ（シ：本当に、エ：食べる、ペ：物）と呼び、食料としてはもちろん、衣服や履物の材料にするなど、アイヌの人々の生活における大切な魚として、川でマレク（回転式自在鉈）等を使って捕獲されていた。

白糠町では、このような伝統的な狩猟や漁労の復元をとおしてアイヌ文化に理解を深める機会として、平成10年に北海道ウタリ協会白糠支部が「アイヌ文化を再生する集い」を、翌平成11年には、白糠アイヌ文化保存会とウタリ協会白糠支部が共催し「アイヌ古式伝承マレック漁」が開催された。

その後、平成23年からは、白糠アイヌ協会が自主事業として、マレク漁を実施し、捕獲した鮭の利用法（食料や靴等）を含め、伝統文化としての継承に取り組んでいる。

今後は、町内の小中学校で実施している「アイヌ文化出前講座」のプログラム、さらには、観光客へのアクティビティとしての提供をとおして、アイヌ文化の伝承と理解の増進を図りたいと考えている。

#### ②実施主体

白糠アイヌ協会

（住所：白糠町東1条南3丁目2番地2、代表者：会長 天内重樹）

#### ③採捕する水産動植物の種類及び数量

種類：さけ・ます

数量：150尾以内

#### ④採捕の区域

白糠町茶路川の大苗橋から協和橋までの区域（約6km）

（別添位置図参照）

#### ⑤採捕の期間

10月頃～12月頃（約80日間）

#### ⑥使用予定漁具

種類：マレク

規模：長さ2～3m

数量：10本

漁法：回転式自在鉈によるアイヌ民族伝統漁法（別添資料参照）

種類：アプ（やす、かぎ）

規模：長さ2～3m

数量：やす5本、かぎ5本

漁法：やす・かぎによるアイヌ民族伝統漁法（別添資料参照）

⑦予定する採捕従事者

白糠アイヌ協会会長 天内重樹 ほか20名程度

⑧使用予定船舶

なし

⑨関係者との事前調整状況

・一般社団法人十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会

令和6年2月15日、計画の概略を説明し、内容について了解を得ている。

・白糠漁業協同組合

令和6年2月15日、計画の概略を説明し、内容について了解を得ている。